

# 広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務に係る 公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年3月27日

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

## 1 業務の概要

- (1) 業務名  
広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務
- (2) 業務内容  
「広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務 基本仕様書」のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 事業費  
本業務に係る費用は237,695,700円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課  
広島市企画総務局総務課（本庁舎9階）  
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
TEL 082-504-2033 FAX 082-504-2069  
電子メール soumu@city.hiroshima.lg.jp

## 2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続などの詳細については、「広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

## 3 応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。ただし、共同企業体の場合は、(1)、(3)及び(4)については全ての構成員が、(2)及び(6)については代表者が、(5)については構成員の1者以上が要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供」の「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピューター関連）」又は「30-15 その他」に登録されている者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市

の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (5) 政令市又は中核市において、特別定額給付金支給業務※又は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金若しくは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金支給業務（個人を対象とした給付金支給業務に限る。）の契約を受託し、適正な履行実績を有すること。

※ 「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の一環として実施したもの。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の承認するプライバシーマーク及びISO/IEC27001を取得していること。

#### 4 プロポーザル説明書などの配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの事業者向け情報 > 入札・契約情報 > 入札発注情報 > プロポーザル・コンペの案件情報 > 令和7年度 プロポーザル・コンペ案件 > 【公募型プロポーザル】広島市定額減税補足給付金（不足額給付）支給等業務からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和7年4月17日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

#### 5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和7年4月10日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式1）を作成し、添付書類とともに、持参又は郵送（郵便の場合は配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書の受理・審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

#### 6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和7年4月9日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式9）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和7年4月17日(木)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月17日(木)午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵便の場合は配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

## 8 費用見積額(税込)の提出

内訳を記載した費用見積額(税込)を上記7の提案書と併せて前記1(5)の契約担当課に提出すること(任意様式(月毎の費用見積額は不要))。

## 9 審査

(1) 広島市定額減税補足給付金(不足額給付)支給等業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準・方法

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

プロポーザル説明書による。

## 10 その他

(1) 本プロポーザル手続において用いる言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本円とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。